

交通安全情報

～令和8年 No. 8～



旭川方面本部交通課

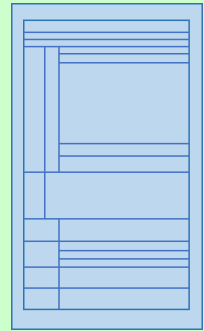
令和8年4月7日発行

自転車の交通違反に対する 交通反則通告制度の適用開始！

本年4月1日から、自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度の適用が始まりました！

制度開始の趣旨は、ドライバーや自転車利用者に対して、交通ルールの遵守を図り自転車の交通事故を防止するためです。

自転車の交通ルールのご理解と遵守の徹底をお願いします。



自転車安全利用五則



- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先！

※ 「歩道通行可」の標識がある場合などは歩道を通行できます。



- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認！

- 3 夜間はライトを点灯！

- 4 飲酒運転は禁止！

- 5 ヘルメットを着用！



春の全国交通安全運動実施中

